

被扶養者認定に必要な提出書類等一覧(対象者別)

※住民票等の公的書類は、三ヶ月以内に発行されたものとします。
 ※住民票等は本籍地・マイナンバー(個人番号)の記載のないものを提出してください。
 (記載がある場合は抹消のこと)

【凡例】○は必ず添付 △はそれぞれのケースに応じて添付

必要書類等		発行元または入手先		認定対象者(就労状況・年齢区分等)																					
				配偶者			子 ＜注8＞						父母 祖父母 曾祖父母 ＜注9＞			兄・姉・弟・妹・孫 ＜注10＞					義父母 左記以外の親族 *同居が扶養認定の条件				
							18歳未満			18歳以上			18歳未満			18歳以上					18歳未満		18歳以上		
				無職	1年以内に退職（廃業）	就労中（基準内の収入）	出生	18歳まで	学生	無職	1年以内に退職（廃業）	就労中（基準内の収入）	無職	1年以内に退職（廃業）	就労中（基準内の収入）	18歳まで	学生	無職	1年以内に退職（廃業）	就労中（基準内の収入）	18歳まで	学生	無職	1年以内に退職（廃業）	就労中（基準内の収入）
被扶養者異動届(増)		健保HP・事業所の健保窓口		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
家族状況報告書		健保HP・事業所の健保窓口		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民票＜注1＞		市区町村役場		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
課税(非課税)証明書 または 所得証明書＜注2＞		市区町村役場		○	○	○			△	○	○	○	○	○	○		△	○	○	○		○	○	○	
雇用保険離職票1・2のコピー 退職証明書＜注3＞		認定対象者の元勤務先			△						△		△					△				△			
雇用保険受給資格者証のコピー＜注3＞		ハローワーク			△						△		△					△				△			
廃業届出書のコピー＜注3＞		税務署			△						△		△					△				△			
学生証コピー または 在学証明書＜注4＞		認定対象者の学校						○							○					○					
母子手帳コピー または 出生届出生証明書コピー		市区町村役場					○																		
給与明細書のコピー(直近6ヶ月分) または 事業主の支払証明書＜注5＞		認定対象者の勤務先				○					○		○					○					○		
年金支払通知書のコピー (年金受給年齢の場合は必要)＜注6＞		年金事務所		△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△	△	△	
*別の居みの場合	戸籍謄本	市区町村		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	/	/	/	/	
	送金証明書(直近6ヶ月分)＜注7＞	金融機関等		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	/	/	/	/	
資格喪失証明書 *今現在、任意継続に加入中の場合のみ		認定対象者の元加入健保		△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△	△	△	

- <注1> 世帯全員記載、続柄記載の住民票を提出してください。
 住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄本を追加で添付してください。
- <注2> 原則1月1日住民登録の市区町村へ申請してください。収入が給与収入のみの場合は住民税決定通知書のコピーで代用できます。
- <注3> 1年以内に退職又は自営業を廃業した人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。
- △ 失業給付を受給する人 ... 「雇用保険受給資格者証」の表面のコピーと「誓約書」
 - △ 失業給付を受給しない人 ... 「離職票-1・2」のコピー(離職票の発行を希望しなかった場合は「資格喪失確認通知書」のコピー)と「誓約書」
 - △ 失業給付の受給を終了した人 ... 「支給終了」の印字のある「雇用保険受給資格者証」の両面のコピー
 - △ 受給期間を延長する人 ... 「離職票-1・2」のコピーと「誓約書」
 - △ 雇用保険が適用されない人 ... 雇用保険未加入である旨記載した事業主の「退職証明書」又は「源泉徴収票」+「給与明細書」のコピー
 - △ 自営業廃業 ... 「個人事業の廃業届出書」のコピー(税務署受付印のあるもの)
- <注4> 各種学校、無許可校等は『学生』の身分を確認するために、学割証明または通学定期の提出をお願いすることがあります。
- <注5> 給与収入には、労務の対償として受けるもの(通勤交通費、住宅、食事などの現物支給等)も含まれます。
- <注6> 年金収入は、国民年金・厚生年金・共済年金の老齢年金・遺族年金・障害年金等や恩給・扶助料などすべての年金が対象になります。
- <注7> 銀行等の振込受取書等送金内容(送金人、受取人、金額)が確認できるもの、月々送金[自動振替の場合は、通帳(6ヶ月分以上記帳)]していることが確認できるものを提出してください。別居扶養の場合は年収以上かつ『対象者の年収+送金額』が130万円を超える額の送金が必要です。
 なお、単身赴任による別居の場合は「単身赴任証明書」を提出ください。(送金証明は不要)
 ただし、被保険者の年収や扶養人数等も勘案し、総合的に判断しますので、基準額を満たしていても認定されないことがあります。御了承ください。
- <注8> 配偶者が被扶養者ではない場合は、配偶者の課税証明書又は所得証明書を提出して下さい。
- <注9> 父母又は祖父母、曾祖父母で配偶者がいる場合は、両者の「家族状況報告書」「収入証明」「年金証明書」等を提出してください。
- <注10> 父母等が扶養できない理由を家族状況報告書の『被保険者が扶養するに至った理由』欄に明記してください。

※ 認定対象者が外国人の場合につきましても、法律の改正により住民票が作成されることになりましたので、世帯全員の続柄が記載されている住民票を提出してください。
 ※ 老人ホーム等施設に入居されている場合は、施設入居を証明できるものを提出してください。
 ※ 認定対象者との関係又は収入の状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求めることがあります。又、申請ケースにより内容について細かく確認する場合もあります。(H29.3)